議案第１号

損害賠償の額の決定及び和解の件

地方自治法第９６条第１項第１３号の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり決定し、同項第１２号の規定に基づき、和解しようとするものであります。

平成３０年５月１日提出

芽室町長　宮　西　義　憲

損害賠償の額の決定及び和解について

芽室町は、損害賠償の額及び和解について、次のとおり決定する。

１　理由

平成３０年１月２２日午前９時４０分頃、道路パトロール中、町道大成西二十号線を南進し、町道大成南四線との交差点で一時停止をしようとしたところ、路面凍結により静止できないまま交差点に侵入し、町道大成南四線を西から東へ通行していた相手方車両と接触事故を起こし、当該車両の同乗者を死亡させる重大な事故を起こしました。

今回の事故は、現場の道路状況を常に把握し、細心の注意を払いながらパトロール運転をするべきでありましたが、安全注意義務に欠けた結果、重大な事故となってしまったことから、町として責任に見合う損害額を賠償し、和解しようとするものであります。

２　損害賠償の額

１６，７４５，５５２円

３　損害賠償の相手方

[redacted]

４　和解の内容

和解により相手方に支払う額は、本件事故による治療費、葬儀費、逸失利益、慰謝料その他一切の費用である。この損害賠償金の支払いにより、以後の賠償責任は負わないものとする。